

特許法施行規則の一部を改正する省令について

平成 20 年 3 月
特 許 庁

. 概要

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 95 号。以下、「改正法」という。）の施行（平成 20 年 4 月 1 日）に伴い、特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）について、所要の改正を行う。

. 改正の具体的内容

改正法において民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の一部が改正されたことに伴い、特許法第 151 条において当該民事訴訟法の当該改正条文を準用しているため、審判における証人尋問の際、審判長は、証人が尋問を受ける場合に著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認める場合等には、以下の措置を取ることができるようになる。

証人に対する付添いを認めること。

当事者若しくは法定代理人又は参加人と証人との間に、遮へいの措置をとること。

映像等の送受信による通話の方法（ビデオリンク方式）によって尋問を行うこと。

そのため、特許法施行規則において、上述の措置を取る際の具体的な手続等（当事者及び参加人並びに証人の意見の聴取、調書への記入、ビデオリンク方式の尋問を行う場所等）を規定する。

. 施行日

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日（平成 20 年 4 月 1 日）から施行